

トレーラーハウス整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

当町が行うトレーラーハウス整備事業について、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、最も適格な事業者を選定することを目的とします。

2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称
トレーラーハウス整備事業
- (2) 業務場所
中泊町大字中里地内
湯らば〜く（中泊町大字中里字亀山１７０－１）
- (3) 業務期間
令和７年６月下旬（契約締結の日の翌日）から令和８年３月２５日まで
※事務手続きにより、契約日は前後することに留意すること。
- (4) 業務内容
別紙「トレーラーハウス整備事業仕様書」のとおり
- (5) 見積上限額
６０，０６０，０００円（委託料。消費税及び地方消費税を含む。）
※上限額を超えて見積もることはできません。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、（１）から（６）までに掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること（契約能力を有しない者、破産者、暴力団関係）
- (2) 中泊町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 市町村税、県税及び国税の滞納がないこと
- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

- (5) 中泊町暴力団排除条例（平成23年中泊町条例第16号）第2条に該当しない者であること
- (6) トレーラーハウスについての知見及び運搬等のノウハウを有する者であること

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 誓約書（様式第2号） 1部
- ウ 事業者概要書（任意様式） 10部
※法人等の名称、所在地、代表者の氏名、従業員数等の記載のあるパンフレット等、様式は任意とします。
- エ 直近1年間の確定年度（年）の国税・県税・市町村税納税証明書または滞納がないことが分かるもの 1部
※写し可。
- オ 企画提案書提出書（様式第3号） 1部（企画提案書は10部）
※企画提案書のほか、自社制作のリーフレットなどの資料を添付しても構いません。
※併せて、企画提案書については、電子メールで下記提出先にお送りください。容量が大きく、電子メールによりがたい場合は、他の方法（CD、USBメモリ等）での提出も可とします。
- カ 業務実績報告書（様式第4号） 1部
- キ 見積書（様式第5号） 1部

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によるものとします。なお、持参の場合は、事前に提出先に電話連絡を行った上で持参してください。

(3) 提出期限

- ア 参加表明書、誓約書、事業者概要書、直近1年間の確定年度（年）の国税・県税・市町村税納税証明書または滞納がないことが分かるもの
令和7年6月13日（金）午後4時（必着）
- イ 企画提案提出書、業務実績報告書、見積書
令和7年6月20日（金）午後4時（必着）

※提出後における企画提案書の追加及び変更はできません。

(4) 提出先

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地

中泊町総務課消防防災係 宛

TEL 0173-57-2111

FAX 0173-57-3849

電子メール bousai@town.nakadomari.lg.jp

(5) 参加の辞退

参加表明書または企画提案書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式で申し出てください。

(6) その他

参加表明書を提出した場合でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

5 企画提案書の作成要領等

(1) 提出する書類形式

日本工業規格A列4番の用紙を用い、縦・横書き、左綴じを基本として20ページ以内(表紙、裏表紙、リーフレット等は含まず。)で作成してください。

(2) 提出書類作成に当たっての留意事項

提案内容を具体的かつ簡潔に記載してください。また、企画提案書の記載にあたっては、文章を補充するために必要なイラスト、イメージ図等を使用しても構いません。なお、表紙に「トレーラーハウス整備事業企画提案書」と標記してください。

6 質問及び回答について

企画提案書作成等に関する質問は、作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)午前8時30分から令和7年6月13日(金)正午まで

(2) 提出方法 質問・回答書(様式第6号)による電子メールでの提出に限ります(受付期間必着のこと)

(3) 送信先 4(4)に定める提出先のメールアドレスとします。

電子メール: bousai@town.nakadomari.lg.jp

なお、メール送信後は送信確認を電話により行ってください。

- (4) 回答方法 担当課が令和7年6月17日(火)午後7時までに随時、参加表明書を提出したすべての者に電子メールにて回答します。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。(令和7年6月23日実施予定。ただし、応募状況等により実施日が変更となる場合があります。)プレゼンテーションの日程、実施場所等については、企画提案書の提出者(以下、「提案者」という。)に別途通知します。

なお、プレゼンテーションの実施時間については、全体で30分程度とし、提案者による企画提案書の説明に20分、審査委員からの質問時間に10分程度を予定しています。

また、プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を基本に用いることとしますが、パソコン、大型モニター(70インチ)等を使用して企画提案書をプレゼンテーションすることも可とします。その際は、あらかじめ企画提案書提出書(様式第3号)にパソコン、大型モニターを使用する旨を記載してください。

なお、リモートによるプレゼンテーションも可とし、来庁しての説明とリモートによる説明を併用しても差し支えありません。その際も、企画提案書提出書にその旨を記載してください。リモートのみで行う場合は、当町がパソコンを用意しますが、Web会議アプリケーションはズームのみ対応となるので留意してください。

リモートでプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション実施日の前々日までに、4(4)に定める電子メール(bousai@town.nakadomari.lg.jp)に対して、実施日当日に使用するアドレスを送付してください。

8 審査及び評価について

町が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの提案内容について、総合的に審査及び評価を行い、最も優秀な事業者を選定します。
なお、その評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目	評価の視点	配点
ア 業務実施体制 (20点)	・ 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
	・ 人員の配置状況から円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制か。	10
イ 提案内容 (50点)	・ 仕様書記載の業務内容について提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。	10
	・ 提案内容は具体的であるか。	10
	・ 災害時及び平時においてそれぞれ活用しやすい提案となっているか。	10
	・ 上記以外の業務で、本業務を円滑かつ効率的に進めるための独自提案があるか。	10
	・ 冬季における凍結対策等が検討されているか。	5
	・ 設置場所に合った景観であるか。	5
ウ スケジュール (10点)	・ 実現性及び実効性のあるスケジュールになっているか。	10
エ プレゼンテーション (10点)	・ プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。	5
	・ 取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5
オ 見積額 (10点)	・ 企画提案内容に見合った適切な見積となっているか	10

9 選定結果の通知

選定結果は、提案者に対して6月下旬に書面により通知します。

１０ 費用負担及び留意事項

- (１) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用の一切は提案者の負担とします。
- (２) 企画提案書は、１事業者につき１提案とします。
- (３) 提出書類等については、本町から内容等について疑義照会や追加資料の提出を求めることがあります。
- (４) 提出された企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失います。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要項その他の定めに適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (５) 提出された企画提案書等は返却しません。提案書類等については、本町組織内でコピーし、配布することはありませんが、審査・評価及び選定以外の利用はしません。
- (６) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、当町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容が無償で使用できるものとします。
- (７) 選定した提案者との契約及び契約書は、中泊町財務規則（平成１７年中泊町規則第６２号）の定めるところによるものとします。なお、契約内容については、別途手続きを行います。

また、契約締結後に受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。
- (８) 本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、中泊町情報公開条例（平成１７年中泊町条例第１１号）に基づいて、提出書類等を公開することがあります。
- (９) この公募型プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

１１ 問合せ先

中泊町総務課消防防災係 松田

TEL ０１７３－５７－２１１１（内線２０１５）

FAX ０１７３－５７－３８４９

電子メール：bousai@town.nakadomari.lg.jp